

朝霞市教育委員会規則 4 号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和 3 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 3 項中「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 9 条第 2 項」に、「承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（様式第 7 号の 4）をもって教育委員会に請求」を「請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第 7 号の 4）を教育委員会に提出」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第 3 項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第 1 7 条の 2 中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の請求にあつては第 1 号部分休業簿（様式第 7 号 4 の 2）を、同項第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の請求にあつては第 2 号部分休業簿（様式第 7 号 4 の 3）をもって教育委員会に請求しなければならない。
第 1 7 条の 2 に次の 1 項を加える。

7 職員は、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。
様式第 7 号の 4 を次のように改める。

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

- (注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第7号の4の2を、第2号部分休業の場合は様式第7号の4の3を提出すること。

様式第7号の4の次に次の2様式を加える。

第1号部分休業簿

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

年度 _____

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間							請求月日	備 考						
	決裁者				請求者		月 日			毎日/ 曜日等	時 間										
							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
1							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
2							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
3							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
4							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
5							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
6							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
7							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
8							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
9							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日
10							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第2号部分休業簿

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

年度 _____

整理 番号	決 裁				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備 考
	決裁者			請求者		月 日			時 間								
1						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。